【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年 5 月14日

【四半期会計期間】 第37期第2四半期(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 株式会社イメージ ワン

【英訳名】 ImageONE Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新 井 智

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03-6233-3410

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 野村 眞一

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03-6233-3413

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 野村 眞一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第36期 第2四半期 累計期間	第37期 第2四半期 累計期間	第36期
会計期間		自 2018年10月1日 至 2019年3月31日	自 2019年10月1日 至 2020年3月31日	自 2018年10月1日 至 2019年9月30日
売上高	(千円)	733,076	980,602	1,879,596
経常利益又は 経常損失()	(千円)	65,899	257,136	692,672
当期純利益又は 四半期純損失()	(千円)	352,832	266,427	243,106
持分法を適用した場合の 投資損失()	(千円)	92,172	7,768	185,319
資本金	(千円)	1,700,536	1,793,780	1,700,536
発行済株式総数	(株)	6,681,100	7,237,600	6,681,100
純資産額	(千円)	1,306,479	1,824,907	1,902,418
総資産額	(千円)	1,659,770	3,000,459	3,429,114
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり四半期純損失()	(円)	53.41	39.81	36.80
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			
1株当たり配当額	(円)			
自己資本比率	(%)	78.7	60.7	55.5
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	67,460	304,540	20,077
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	3,176	386,012	447,153
財務活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	25,416	46,715	6,001
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	912,660	1,160,325	1,288,513

回次	第36期 第37期 第2四半期 第2四半期 会計期間 会計期間
会計期間	自 2019年1月1日 自 2020年1月1日 至 2019年3月31日 至 2020年3月31日
1株当たり四半期純損失() (円)	44.99 10.93

⁽注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

² 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益につきましては、第36期第2四半期累計期間及び第37期第2四半期連結累計期間は、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、第36期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについては、重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う中国経済の減速に加え、インバウンド需要減や外出自粛を受けて大幅に悪化しております。今後の先行きに関しても、新型コロナウイルス感染拡大に終息の見通しが立たないことが景況感を下押し、感染が欧米などに拡散する中、世界経済の見通しは急速に悪化しており、景況感が一層悪化する見込みであります。

当社を取り巻く事業環境といたしましては、主要分野であるヘルスケア領域において、政府の成長戦略が掲げる新しい社会「Society5.0」の実現に向けた戦略分野の筆頭に「健康・医療・介護」が掲げられ、ICT(情報通信技術)を活用した医療サービス具体化への期待が高まってはきておりますが、消費税増税による反動減が少なからず影響している状況となっております。

これらの結果、当第2四半期累計期間における当社の業績は、売上高980百万円(前年同期比33.8%増)、営業 損失225百万円(前年同期は61百万円の損失)、経常損失257百万円(同65百万円の損失)、四半期純損失266百万円(同352百万円の損失)となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりです。

ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業の当第2四半期累計期間は、売上高294百万円(前年同期比55.2%減)、セグメント損失23百万円(前年同期は67百万円の利益)となりました。

主力製品であるPACS(医用画像管理システム)は普及率が高く更新市場となっており、当セグメントの業績は減収及び赤字となりました。減収に関しまして、予定していたPACS更新案件の延期等によります。セグメント損失に関しまして、クラウド型電子カルテ「i・HIS」への先行投資による人件費増加等が要因となりますが、引合い、受注件数は増加してきております。また、今年4月の医療法改正を踏まえニーズが急速に高まっている線量管理システム「onti」は、特に核医学検査分野での機能を有する唯一のシステムであり市場で高い評価を得ており、今後の需要拡大が見込まれます。

地球環境ソリューション事業

地球環境ソリューション事業の当第2四半期累計期間は、売上高686百万円(前年同期比798.0%増)、セグメント損失27百万円(前年同期は4百万円の利益)となりました。

スイスのPix4D社製三次元画像処理およびオルソモザイク作成ソフトウェアPix4Dmapperは、測量・建設分野でのニーズが増加していること、代理店網の拡大、ならびに積極的な販促活動などにより昨年に引き続き堅調に推移しております。

再生可能エネルギー分野では、太陽光(低圧26 区画)発電所の売却による大幅な増収となりました。また今後 も売電収入による安定的な収益が見込める状況です。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期会計期間末における流動資産は、1,824百万円(前事業年度末比25.1%減)となりました。これは、現金及び預金が128百万円、売掛金が608百万円減少したこと等によります。

固定資産は、1,175百万円(同18.4%増)となりました。これは、事業用となる土地288百万円を取得したこと等によります。また、長期前払費用が88百万円減少しています。

この結果、当第2四半期会計期間末における総資産は、3,000百万円(同12.5%減)となりました。

(負債)

当第2四半期会計期間末における流動負債は、594百万円(前事業年度末比28.2%増)となりました。これは、買掛金が92百万円減少、1年内返済予定の長期借入金が300百万円増加したこと等によります。

固定負債は、580百万円(同45.3%減)となりました。これは、長期割賦未払金が468百万円減少したこと等によります。

この結果、当第2四半期会計期間末における負債合計は、1,175百万円(同23.0%減)となりました。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は、1,824百万円(前事業年度末比4.1%減)となりました。これは、四半期純損失を266百万円を計上したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、1,160百万円となり、前事業年度末に対し、128百万円減少しました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において、営業活動の結果獲得した資金は304百万円(前年同期は67百万円の獲得)となりました。これは、売上債権の減少608百万円、仕入債務の減少92百万円等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において、投資活動の結果使用した資金は386百万円(前年同期は3百万円の獲得)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出311百万円等があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において、財務活動の結果使用した資金は46百万円(前年同期は25百万円の使用)となりました。これは、割賦債務の返済による支出501百万円等があったことによるものです。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は下記になります。

契約先	契約締結日	契約期間	契約の内容
創イノベーション株式会社	2020年1月21日		株式交換による経営統合に 関する基本合意書契約 (注)2
(注)1	2020年1月31日		地熱発電及び水素事業に係 る不動産取得に関する契約
(注)1	2020年3月10日		太陽光発電所の売却に関する契約

(注)1 相手先等については、契約上の守秘義務により開示を控えさせていただきます。

2 創イノベーション株式会社との間で締結した、クリーンなエネルギー社会の創造および地方創生への取組みを加速することを目的とした経営統合に関する基本合意書に関し、株式交換契約の承認取締役会及び締結を2月と予定していましたが、株式交換の諸条件について引き続き両社で協議するため、株式交換契約の承認取締役会及び締結予定を9月に変更しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,000,000
計	14,000,000

【発行済株式】

種類	第 2 四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年 3 月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年5月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,237,600	7,904,600	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株でありま す。
計	7,237,600	7,904,600		

- (注) 1 発行済普通株式のうち22,500株は譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権(15,502千円)を出資の目的と する現物出資により発行したものです。
 - 2 「提出日現在発行数」欄には、2020年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により 発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

イ.第8回新株予約権

2020年 2 月14日
800,000
普通株式 800,000(注) 2
458 (注) 3 、 4
2020年 3 月10日から 2020年 9 月10日まで
発行価格 459.53(注) 5 資本組入額 230(注) 5
第8回新株予約権の一部行使はできない。(注)6
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要 するものとする。

新株予約権の発行時(2020年3月9日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約

権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は800,000株、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1 株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(本新株予約権の行使に際して出資される当社 普通株式1株当たりの金銭の額をいう。)が修正されても変化しない。なお、株価の下落により行使価 額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は減少する。
- (2) 行使価額の修正の基準及び頻度

行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後5取引日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。取引日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(初回の修正については割当日の翌取引日)(当日を含む。)から起算して5取引日目の日の翌取引日(以下「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続取引日(以下「価格算定期間」という。)の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値(気配値を含む)の単純平均値の90%に相当する金額の小数第2位を切上げた額(但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第8回新株予約権の注4.に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。

(3) 行使価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限

行使価額の下限

当初254円(以下、「下限行使価額」といい、(注)4の規定を準用して調整される。)

新株予約権の目的となる株式の数の上限

800,000株(発行決議日現在の発行済株式総数に対する割合は11.93%)

資金調達額の下限

下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額は、203,200,000円である。

- (4) 本新株予約権には、当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする条項は付されていない。
- 2. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、1株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。 但し、かかる調整は、第8回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第8回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

3. 当初行使価額:458 円

第8回新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後5取引日(以下に定義します。)が経過する毎に修正されます。取引日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日をいいます。注4.に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(初回の修正については割当日の翌取引日)(当日を含みます。)から起算して5取引日目の日の翌取引日(以下「修正日」といいます。)に、修正日に先立つ5連続取引日(以下「価格算定期間」といいます。)の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の90%に相当する金額の小数第2位を切上げた額(但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。

4. 行使価額の調整

(1) 当社は、第8回新株予約権の割当日の翌日以後、注4.(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

調整後
行使価額調整前
行使価額*変付普通株式数 × 1 株あたりの払込金額
普通株式数既発行普通株式数 + 交付普通株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に 定めるところによる。

注4.(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社

の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに注4.(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は注4.(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。と記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに注4.(4) に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

注4.(2) 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、注4.(2) 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第8回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式を追加的に交付するものとする。

(調整前行使価額 ・調整後行使価額) × 調整前行使価額により当該 株式数 = 調整後行使価額 期間内に交付された株式数 調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - 0.1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、注4.(2) の場合は基準日) に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、注4.(2) の場合には、行使価額

調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社 普通株式数を含まないものとする。

(5) 注4.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする 株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に あたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 注4.(2)の規定にかかわらず、注4.(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が注1.に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 注 1. 及び注 4. に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第8回新株予約権者に通知する。但し、注4.(2) に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

5.株式の発行価額及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の普通株式1株の発行価格

第8回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第8回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第8回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」欄記載の行使請求に係る第8回新株予約権の目的である株式の数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第8回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計

算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

6. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は割当先であるEVO FUNDとの間で、下記の内容を含む本新株予約権に係る買取契約(以下、「本買取契約」という。)を締結しております。

- (1) 所有者は、前半行使期間内に、320,000個以上の本新株予約権を行使することを約する。
- (2) 所有者は、全部行使期間内に、所有者が保有する本新株予約権を全て行使することを約する。
- (3) 当該行使が行われる日を含む暦月において所有者が本新株予約権の行使により取得することとなる発行会社普通株式の累計数量(本新株予約権を複数の者が保有している場合にあっては、当該行使が行われる日を含む暦月において当該複数の者による本新株予約権の行使により取得される発行会社普通株式の数を合算した数量)が、本払込期日時点における発行会社の上場株式数(取引所が当該時点に公表している直近の上場株式数をいう。但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行う。)の10%を超えることとなる場合は、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」という。)を行わせない。
- (4) 所有者は、本新株予約権を行使するに際して、あらかじめ発行会社に対して、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当するか否かを確認するものとする。
- (5) 所有者は、本新株予約権を各暦月中に334,000個を超えて行使してはならない。
- (6) 所有者が本新株予約権を転売する場合、あらかじめ転売予定先に対して、発行会社との関係で本契約に 基づく義務と同様の義務を負うことを約束させるとともに、当該転売先が本新株予約権を他の第三者に 転売する場合には当該第三者が同様の義務を承継すべき旨を約束させるものとする。
- 7. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容 該当事項はありません。
- 8. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社イメージワン(E02922) 四半期報告書

9. その他投資者の保護を図るため必要な事項該当事項はありません。

口.第9回新株予約権

TI . AJ O LIBOTINI I MITE	
決議年月日	2020年 2 月14日
新株予約権の数(個)	800,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 800,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	458 (注) 3、 4
新株予約権の行使期間	2020年 3 月10日から 2020年 9 月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 461.24(注) 5 資本組入額 231(注) 5
新株予約権の行使の条件	第9回新株予約権の一部行使はできない。(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

新株予約権の発行時(2020年3月9日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
 - (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は800,000株、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1 株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(本新株予約権の行使に際して出資される当社 普通株式1株当たりの金銭の額をいう。)が修正されても変化しない。なお、株価の下落により行使価 額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は減少する。
 - (2) 行使価額の修正の基準及び頻度

行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後5取引日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。取引日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(初回の修正については割当日の翌取引日)(当日を含む。)から起算して5取引日目の日の翌取引日(以下「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続取引日(以下「価格算定期間」という。)の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値(気配値を含む)の単純平均値の90%に相当する金額の小数第2位を切上げた額(但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第9回新株予約権の注4.に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。

(3) 行使価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限

行使価額の下限

当初254円(以下、「下限行使価額」といい、(注)4の規定を準用して調整される。)

新株予約権の目的となる株式の数の上限

800,000株(発行決議日現在の発行済株式総数に対する割合は11.93%)

資金調達額の下限

下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額は、203,200,000円である。

- (4) 本新株予約権には、当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする条項は付されていない。
- 2. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、1株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。 但し、かかる調整は、第9回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第9回新株予約権の目的とな る株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

3. 当初行使価額:458 円

第9回新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後5取引日(以下に定義します。)が経過する毎に修正されます。取引日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日をいいます。注4.に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(初回の修正については割当日の翌取引日)(当日を含みます。)から起算して5取引日目の日の翌取引日(以下「修正日」といいます。)に、修正日に先立つ5連続取引日(以下「価格算定期間」といいます。)の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の90%に相当する金額の小数第2位を切上げた額(但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。

4. 行使価額の調整

(1) 当社は、第9回新株予約権の割当日の翌日以後、注4.(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

調整後
行使価額調整前
で付き通株式数大分付き通株式数
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・<

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる

注4.(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに注4.(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は注4.(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに注4.(4) に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

注4.(2) 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、注4.(2) 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第9回新

株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式を追加的に交付するものとする。

(調整前行使価額 ・調整後行使価額) × 調整前行使価額により当該 株式数 = 調整後行使価額 期間内に交付された株式数

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - 0.1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、注4.(2) の場合は基準日) に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、注4.(2) の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 注4.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする 株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に あたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 注4.(2)の規定にかかわらず、注4.(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が注1.に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 注1.及び注4.に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第9回新株予約権者に通知する。但し、注4.(2) に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

5.株式の発行価額及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の普通株式1株の発行価格

第9回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第8回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第9回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」欄記載の行使請求に係る第9回新株予約権の目的である株式の数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第9回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

6. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は割当先である株式会社ユニ・ロットとの間で、下記の内容を含む本新株予約権に係る買取契約(以下、「本買取契約」という。)を締結しております。

- (1) 所有者は、全部行使期間内に、所有者が保有する本新株予約権を全て行使することを約する。
- (2) 当該行使が行われる日を含む暦月において所有者が本新株予約権の行使により取得することとなる発行会社普通株式の累計数量(本新株予約権を複数の者が保有している場合にあっては、当該行使が行われる日を含む暦月において当該複数の者による本新株予約権の行使により取得される発行会社普通株式の数を合算した数量)が、本払込期日時点における発行会社の上場株式数(取引所が当該時点に公表している直近の上場株式数をいう。但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行う。)の10%を超えることとなる場合は、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」という。)を行わせない。
- (3) 所有者は、本新株予約権を行使するに際して、あらかじめ発行会社に対して、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当するか否かを確認するものとする。
- (4) 所有者は、本新株予約権を各暦月中に334,000個を超えて行使してはならない。
- (5) 所有者が本新株予約権を転売する場合、あらかじめ転売予定先に対して、発行会社との関係で本契約に 基づく義務と同様の義務を負うことを約束させるとともに、当該転売先が本新株予約権を他の第三者に 転売する場合には当該第三者が同様の義務を承継すべき旨を約束させるものとする。
- 7. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容 該当事項はありません。
- 8. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容該当事項はありません。
- 9. その他投資者の保護を図るため必要な事項 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

第8回新株予約権

	第 2 四半期会計期間 (2020年 1 月 1 日から2020年 3 月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等の数(個)	200,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	200,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	317.6
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	63,826
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	200,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	200,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	317.6
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	63,826

第9回新株予約権

	第 2 四半期会計期間 (2020年 1 月 1 日から2020年 3 月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等の数(個)	334,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	334,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	317.6
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	107,160
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	334,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	334,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	317.6
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	107,160

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年 1月22日(注) 1	22,500	6,703,600	7,751	1,708,287	7,751	320,953
2020年1月1日~ 2020年3月31日(注)2	534,000	7,237,600	85,493	1,793,780	85,493	406,446

(注) 1 新譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。

発行価格 689円 資本組入額 344.5円

割当先 当社取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)6名

- 2 新株予約権の行使による増加であります。
- 3 2020年4月1日から2020年4月30日までの間に、新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が667,000 株、資本金が115,286千円及び資本準備金が115,286千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

		2020-	F3月3日現任
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社タイズコーポレーション	東京都港区新橋3丁目9番9号7階	965,500	13.48
株式会社ユニ・ロット	大阪府大阪市中央区淡路町2丁目6番11号 淡路町パークビル4階	580,000	8.10
株式会社ジェンス	大阪府大阪市住吉区千躰2丁目4番15号	368,700	5.15
株式会社JJE HD	大阪府寝屋川市寿町36番11号	309,700	4.32
株式会社きずな	東京都港区北青山2丁目7番2号 メゾン青山12階	280,500	3.92
株式会社コムシス	大阪府大阪市中央区道頓堀2丁目2番20号	244,000	3.41
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋 3 丁目11番 1 号)	200,000	2.79
宇野 辰雄	東京都北区	65,000	0.91
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号決済事業部)	60,300	0.84
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区築地7丁目18番24号 (東京都中央区晴海1丁目8番11号)	57,600	0.80
計	-	3,131,300	43.71

⁽注) 上記のほか、自己株式が74,500株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.03%)があります。

(6) 【議決権の状況】 【発行済株式】

2020年 3 月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 74,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,160,500	71,605	
単元未満株式	普通株式 2,600		
発行済株式総数	7,237,600		
総株主の議決権		71,605	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、 「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社イメージ ワン	東京都新宿区新宿六丁目 27番30号	74,500		74,500	1.03
計		74,500		74,500	1.03

2 【役員の状況】

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2020年1月1日から2020年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(2019年10月1日から2020年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、フロンティア監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

		(単位:千円
	前事業年度 (2019年 9 月30日)	当第 2 四半期会計期間 (2020年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,288,513	1,160,32
売掛金	883,658	275,54
商品	21,000	7,00
仕掛品	4,764	53,50
貯蔵品	770	76
未収還付法人税等	87,132	
前渡金	289	159,36
その他	150,472	201,76
貸倒引当金	303	33,77
流動資産合計	2,436,299	1,824,48
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置(純額)	424,716	417,43
その他(純額)	39,955	327,2
有形固定資産合計	464,672	744,73
無形固定資産		
ソフトウエア	54,485	56,0
その他	4,239	11,9
無形固定資産合計	58,725	68,0
投資その他の資産		
関係会社株式	65,796	58,0
その他の関係会社有価証券	163,745	161,0
長期前払費用	179,282	90,4
その他	66,592	59,7
貸倒引当金	6,000	6,0
投資その他の資産合計	469,416	363,2
固定資産合計	992,815	1,175,9
資産合計	3,429,114	3,000,4
負債の部		
流動負債		
買掛金	159,376	66,5
短期借入金	50,000	50,0
1年内返済予定の長期借入金	31,500	331,5
未払法人税等	50,109	8,4
1年内返済予定の長期割賦未払金	79,574	46,3
製品保証引当金	10,837	3,6
その他	82,287	88,1
流動負債合計	463,685	594,6
固定負債		
長期借入金	105,410	89,6
退職給付引当金	3,003	4,9
長期割賦未払金	954,596	486,3
固定負債合計	1,063,010	580,9
負債合計	1,526,696	1,175,5

		(単位:千円)
	前事業年度 (2019年 9 月30日)	当第 2 四半期会計期間 (2020年 3 月31日)
株主資本		
資本金	1,700,536	1,793,780
資本剰余金	843,534	406,446
利益剰余金	530,332	266,427
自己株式	111,949	111,949
株主資本合計	1,901,788	1,821,849
新株予約権	630	3,057
純資産合計	1,902,418	1,824,907
負債純資産合計	3,429,114	3,000,459

(2) 【四半期損益計算書】 【第2四半期累計期間】

	前第2四半期累計期間 (自 2018年10月1日	(単位:千円 当第2四半期累計期間 (自 2019年10月1日
	至 2019年 3 月31日)	至 2020年3月31日)
売上高	733,076	980,60
売上原価	525,822	795,88
売上総利益	207,254	184,72
販売費及び一般管理費		
役員報酬	23,900	33,75
給料手当及び賞与	91,482	123,62
退職給付費用	2,166	6,34
法定福利費	14,175	21,08
旅費交通費及び通信費	20,324	31,32
減価償却費	5,779	6,2
株式報酬費用		3
地代家賃	20,982	27,42
支払報酬	36,424	22,19
貸倒引当金繰入額	99	33,47
その他	53,985	104,54
販売費及び一般管理費合計	269,120	410,07
営業損失 ()	61,865	225,35
営業外収益		
受取利息	12	9.
受取配当金	150	15
為替差益	330	
受取手数料	1,023	
受取保険金		2,86
その他	212	1,17
営業外収益合計	1,729	5,09
営業外費用		
支払利息	1,325	12,5
社債利息	25	
為替差損		2
支払手数料	4,411	19,0
新株予約権発行費		2,60
匿名組合投資損失		2,69
営業外費用合計	5,762	36,88
経常損失()	65,899	257,13
持別利益		·
短期売買利益受贈益		1,2
特別利益合計		1,2
持別損失		,
事業譲渡損	10,894	
関係会社株式評価損	273,298	7,76
固定資産除却損	0	,,,,
特別損失合計	284,193	7,76
说引前四半期純損失 ()	350,092	263,68
去人税、住民税及び事業税	2,740	2,74
去人税等合計	2,740	2,74
ムハルサロロ	2,740	2,14

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

	前第2四半期累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	至 2010年37301日)	王 2020年37301日)
税引前四半期純損失()	350,092	263,687
減価償却費	12,021	32,085
事業譲渡損益(は益)	10,894	
関係会社株式評価損	273,298	7,768
固定資産除却損	0	
貸倒引当金の増減額(は減少)	99	33,474
退職給付引当金の増減額(は減少)	2	1,930
製品保証引当金の増減額(は減少)	3,224	7,188
受取利息及び受取配当金	162	1,060
支払利息	1,351	12,514
新株予約権発行費		2,600
匿名組合投資損益(は益)		2,694
売上債権の増減額(は増加)	283,099	608,116
たな卸資産の増減額(は増加)	3,122	34,728
仕入債務の増減額(は減少)	142,296	92,832
その他	11,135	51,208
小計	76,774	250,476
利息及び配当金の受取額	156	239
利息の支払額	1,341	1,511
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	8,128	55,335
営業活動によるキャッシュ・フロー	67,460	304,540
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,785	311,219
無形固定資産の取得による支出	15,211	16,464
定期預金の払戻による収入	12,000	
保証金の差入による支出	340	
保証金の回収による収入	204	6,670
貸付けによる支出		75,000
貸付金の回収による収入	0.040	10,000
事業譲渡による収入	9,310	000 046
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,176	386,012
財務活動によるキャッシュ・フロー		200,000
長期借入れによる収入	47 200	300,000
長期借入金の返済による支出	17,388	15,750
社債の償還による支出 割賦債務の返済による支出	7,700	501,502
リース債務の返済による支出	328	277
新株予約権の行使による株式の発行による収入	320	169,598
新株予約権の発行による収入		1,216
財務活動によるキャッシュ・フロー	25,416	46,715
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	45,221	128,188
現金及び現金同等物の増減額(は減シ) 現金及び現金同等物の期首残高	867,439	1,288,513
現金及び現金同等物の期目が同 現金及び現金同等物の四半期末残高	1 912,660	1 1,160,325

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項) 該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は従来、機械装置及び運搬具の減価償却は定率法によっておりましたが、第1四半期会計期間より太陽光発電設備に係る機械装置については定額法に変更しております。この変更は、前事業年度において、新たに太陽光発電設備を取得したことを契機に、当社における、太陽光発電設備の使用実態を改めて検討したところ、耐用年数の期間内において長期安定的に稼働し収益に安定的に貢献していくことが見込まれることから、有形固定資産の減価償却方法として定額法を採用することが費用配分の観点から合理的であり、経済的実態をより適切に反映できると判断いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期累計期間の売上総利益は17,625千円増加、営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失はそれぞれ17,625千円減少しております。

なお、この変更がセグメントに与える影響については(セグメント情報等)に記載しております。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理) 該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1 保証債務

保証債務残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年 9 月30日)	当第 2 四半期会計期間 (2020年 3 月31日)
(注)1	600,000千円	582,142千円

(注) 1 借入金への連帯保証であります。なお相手先については、契約上の守秘義務により開示を控えさせていただきます。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期累計期間	当第2四半期累計期間
	(自 2018年10月 1 日	(自 2019年10月 1 日
	至 2019年 3 月31日)	至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	912,660千円	1,160,325千円
現金及び現金同等物	912,660千円	1,160,325千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2018年10月1日 至 2019年3月31日)

1 . 配当金支払額

該当事項はありません。

2.基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3.株主資本の著しい変動 該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)

1.配当金支払額

該当事項はありません。

2.基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3.株主資本の著しい変動

当社は、2019年12月23日開催の定時株主総会において、今後の財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保すること 等及び欠損補填を目的とする資本準備金の額の減少及び剰余金処分について決議し、当該決議について、2019年 12月23日に効力が発生しております。この結果、当第2四半期累計期間において、資本金剰余金が530,332千円減 少、利益剰余金が530,332千円増加しております。

同じく、定時株主総会において、当社の取締役(取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬決定について決議し、2020年1月22日に払込が完了しております。この結果、当第2四半期累計期間において、資本金が7,751千円増加、資本剰余金が7,751千円増加しております。

また、当第2四半期累計期間において、新株予約権の行使により資本金が85,493千円、資本剰余金が85,493千円増加しております。

この結果、当第2四半期累計期間末において資本金が1,793,780千円、資本剰余金が406,446千円、利益剰余金が 266,427千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自 2018年10月1日 至 2019年3月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

		報告セグメント		調整額	四半期 損益計算書計上額
	トロック ヘルスケアソ リューション事業	地球環境ソリュー ション事業	合計	(注) 1	(注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	656,630	76,445	733,076		733,076
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	656,630	76,445	733,076		733,076
セグメント利益又は損失()	67,495	4,127	71,622	133,488	61,865

- (注) 1 調整額に記載されているセグメント損失には各報告セグメントに配分していない全社費用133,488千円が 含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。
 - 2 セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。
 - 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び損失の金額に関する情報

(単位:千円)

					(+ + 1 1 1 1 1 1 1 1
		報告セグメント		調整額	四半期
	ヘルスケアソ リューション事業	地球環境ソリュー ション事業	合計	(注) 1	損益計算書計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	294,141	686,461	980,602		980,602
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	294,141	686,461	980,602		980,602
セグメント損失()	23,256	27,113	50,370	174,982	225,353

- (注) 1 調整額に記載されているセグメント損失には各報告セグメントに配分していない全社費用174,982千円が 含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。
 - 2 セグメント損失は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2.報告セグメントの変更等に関する情報

前第3四半期会計期間より、「GEOソリューション事業」から「GEOソリューション事業」と「再生可能エネルギー事業」「環境事業」の3事業を「地球環境ソリューション事業」として報告セグメントといたしました。

これは、前事業年度を初年度とする中期経営計画において、今後新規事業の拡大を計画しており、既存の「ヘルスケアソリューション事業」と「地球環境ソリューション事業」の2つの事業区分で経営管理することに変更したためでございます。

なお、前第2四半期累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの名称で記載し、名称の変更のみであるためセグメント情報に与える影響はありません。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

(会計方針の変更等)に記載のとおり、第1四半期会計期間より有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期累計期間のセグメント損失が、「地球環境ソリューション事業」で17,625千円減少しております。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報該当事項はありません。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当第 2 四半期会計期間 (2020年 3 月31日)
関連会社に対する投資の金額	399,000千円	399,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	65,796千円	58,028千円
	前第2四半期累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年3月31日)	当第 2 四半期累計期間 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 3 月31日)
持分法を適用した場合の投資損失() の金額	92,172千円	7,768千円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 2 四半期累計期間 (自 2018年10月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当第 2 四半期累計期間 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 3 月31日)
1 株当たり四半期純損失()	53円41銭	39円81銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	352,832	266,427
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る 四半期純損失()(千円)	352,832	266,427
普通株式の期中平均株式数(株)	6,606,600	6,692,529
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 事業年度末から重要な変動があったものの概要		

⁽注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

2 【その他】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年 5 月13日

株式会社イメージ ワン 取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 公認会計士 藤 井 幸 雄 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 酒 井 俊 輔 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イメージ ワンの2019年10月1日から2020年9月30日までの第37期事業年度の第2四半期会計期間(2020年1月1日から2020年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(2019年10月1日から2020年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イメージ ワンの2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。